

# 利用規約

## 第1条（定義）

本会則によって定める条項は株式会社ソングライク（以下当社という）が運営する全ての施設（以下総称して「当サロン」という）に適用されるものとします。

## 第2条（目的）

当サロンは、会員の心身の健康増進並びに会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における豊かで健康なコミュニティづくりに寄与することを目的とします。

## 第3条（会員）

- 1. 会員による当サロンの利用範囲、条件及び特典については別に定めます。
- 2. 当サロンの入会希望者は、本会則に基づく入会規約を当社と締結するものとします。

## 第4条（入会規約）

**1. 当サロンの入会規約は、次の通りとし、当サロンに入会いただける方とは、これらの項目をすべて満たす方とします。**

- (1) 各会員種別において別途定める資格を満たす方。
- (2) 当サロンの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを当社に申告いただいた方。
- (3) 本会則に同意いただいた方。
- (4) 暴力団関係者でない方。
- (5) 18歳以上の女性である方。
- (6) LGBTの方について、戸籍上の性別や性別再適合手術の状況等につき予め申告し、当社が利用適切と認めた方。
- (7) クレジットカード決済が可能な方。
- (8) 過去に当社により除名の通告を受けていない方。なお、除名された原因が改善されるなどの場合で、当社が検討した結果、再入会資格を認めることがあります。
- (9) 当社が別途定める審査手続きにおいて入会資格が認められた方。

**2. 会員は、当社に対し、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める暴力団などの反社会的勢力（以下、「反社会勢力 など」）に該当しないことを保証します。**

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む）
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ
- (6) その他前各号に準ずるもの

**3. 会員は、当社に対し、反社会勢力に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後も行いう予定がないことを保証します。**

**4. 会員は、当社に対し、反社会勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。**

**5. 会員は当社に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。**

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な行動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

**6. 当社は、会員が本条の一つにでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、および/または、会則を含む当社と会員との契約一切を解除することができます。**

## **第5条（入会）**

- 1. 入会希望者が本会則を確認し、所定の入会申込手続きを行い、規定の会費を納入して、当社が入会を承認した方を当サロンの会員とします。
- 2. 月額会員での入会の場合は、2ヶ月分の月会費を前納し、3ヶ月目以降の月会費は所定の方法にてお支払いいただきます。

## **第6条（諸料金）**

- 1. 会員は、当社が定めた諸料金を所定の方法で、所定の期日に当社に納入しなければなりま

せん。また、諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正などにより消費税率が変更される場合は、適用日以降に該当する期間の諸料金に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は当社が定めた方法で差額を負担するものとします。

- 2. 諸料金の金額・支払時期・支払方法などは当社がこれを定めます。
- 3. 利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月までは月会費のお支払いが必要です。
- 4. 当社は当サロンの運営上必要と判断した場合また経済情勢などの変動に応じて、会員種類の改廃、もしくは、諸料金などの金額を変更することができ、施設内への掲示などにおいて告知するものとします。
- 5. 月額費を滞納している会員は、施設の利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。
- 6. 一旦納入いただいた諸料金などは、法令の定め、または、当社が認める理由がある場合のみ返還いたします。

## **第7条（退会）**

- 1. 会員が自己都合により退会する場合は、退会希望月の10日までに当社が定める退会届を提出する必要があります。Web、メール、電話、口頭による退会の申し出は認められません。未払いの月会費などがある場合には、それを完納した後に当社は退会を認めます。
- 2. 会員は退会月の末日を以って退会するものとします。したがって、退会月の月額費は、退会日が月途中であっても、当社は会員に月額費の全額を請求します。
- 3. 未払い分の月額費の支払いがない場合は、やむを得ず法的手段をとるか延滞利息などを加算することがあります。

## **第8条（会員資格の譲渡・相続・貸与）**

当サロンの会員資格およびチケットは第三者に譲渡・貸与・質権その他の担保設定をすることはできません。

## **第9条（会員資格の喪失）**

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。

- (1) 退会手続きが完了したとき。
- (2) 第13条により当社に除名されたとき。
- (3) 会員本人が死亡されたとき。
- (4) 破産・民事再生・当社更生・当社精算の申立があったとき。または任意整理の申立があっ

たとき。

## **第 10 条（健康状態の確認）**

**1. 会員は、次の各号に該当する場合、be nano-mist を利用することはできません。以下に該当しないことを、利用前に十分ご確認下さい。**

- (1) 医師から利用を禁じられている方
- (2) 禁忌症急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、髄不全又は腎不全、出血性疾患、皮膚疾患、その他の一般に病勢進行中の疾患に罹患している方
- (3) 高度の貧血状態である方または血圧が高い方
- (4) 感染症に罹患している恐れのある方
- (5) 妊娠中(特に初期と末期)又は妊娠中の可能性がある方
- (6) 手術後間もない時期や出血を伴う怪我がある方
- (7) 飲酒されている方
- (8) 上記の他、体調がすぐれないと感じている方

**2. be nano-mist の利用中に気分が悪くなった場合は、直ちに利用を中止し、当社スタッフにお申し出ください。**

**3. 会員が前 2 項に反して be nano-mist を利用されたことにより会員に生じた損害について当社は責任を負いません。また、当社が急な対応によって費用を支出したときは、当該費用を負担いただく場合があります。**

## **第 11 条（損害賠償責任免責）**

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。

- 1. 会員が当サロンの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
- 2. 会員同士の間を生じた係争やトラブルについても、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き一切関与しません。
- 3. サロン内での盗難・紛失に関して、当社は一切責任を負いません。

## 第 12 条

会員が当サロンの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えたときは、その会員が該当損害に関する責を負うものとします。

## 第 13 条（禁止事項）

会員は、当サロン内および当サロン近隣地域にて次の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます）や施設スタッフ、当サロン、当社を誹謗中傷すること
- (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束するなどの行為
- (3) 大声・奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐなどの威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる行為。
- (5) 当サロンの諸施設・器具・備品の損壊や備え付けの備品の持ち出し。
- (6) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかけるなどの行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (8) 痴漢・のぞき・露出・唾を吐くなど、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の当サロンへの持ち込み。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- (11) 高額な金銭、貴重品の当サロンへの持ち込み。
- (12) 当サロンの秩序を乱す行為。
- (13) その他、当社が会員としてふさわしくないと認める行為。

## 第 14 条（施設の一時的閉鎖・一時的休業）

次の各号に該当するとき、当社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として 1 ヶ月前までに会員に対してその旨を告知します。

- (1) 気象災害、その他外的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 定期休業による場合。
- (4) その他、法令などに基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと当社が判断したとき。

## 第 15 条（施設の閉鎖（店舗統合））

当社は施設の全部または一部を閉鎖することができます。あらかじめ予定されている場合は、原則 1 ヶ月前までに会員に対してその旨を告知します。該当施設に所属する会員は当社が定める近隣施設に移籍いたします。

#### **第 16 条（変更届）**

- 1. 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに当社に届け出るものとします。
- 2. 当社から会員に対する個別の通知および連絡は、当社ホームページに記載するものとします。

#### **第 17 条（会則の改定）**

当社は会則などの改定をすることができます。尚、改定を実施するときは、当社は 1 ヶ月前までに会員に告知することとし、改定した会則などの効力は、全会員に及ぶものとします。

#### **第 18 条（告知方法）**

- 1. 本会則に関する問い合わせその他会員から当サロンに対する連絡または通知、及び本会則の変更に関する通知その他当社から会員に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。
- 2. 当サロンが登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、会員は当該連絡または通知を受領したものとみなします。

#### **第 19 条（別途協議）**

当サロンおよび会員は、サービスに関して本会則などに定めのない事項または本会則などの解釈に疑義が生じた場合には、双方誠意を持って協議の上、これを解決するものとします。

#### **第 20 条（その他）**

本会則において特に定めのない事項については、当社ホームページ、当サロンなどに掲示された当社、当サロンが定める事項が適用されるものとします。

#### **第 21 条（準拠法及び管轄裁判所）**

- 1. 本会則およびサービス利用契約の準拠法は日本法とします。
- 2. 本会則またはサービス利用契約に起因し、または関連する一切の係争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。